

第5回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事録

内閣府公益認定等委員会事務局

第5回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

日時：令和7年6月19日（木）10：00～12：10

場所：虎ノ門37森ビル12階 会議室（Web会議併用）

【出席者】

参 与：生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、林参与、藤谷参与、
松前参与、弥永参与、湯浅参与、吉谷参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、鈴木法令基準室長、豊福企画官代理

【議事次第】

1．開会

2．議事

（1）モデル信託契約に関する討議

- ① モデル信託契約の扱い
- ② 御提示している案文の内容

（2）ガイドライン等の策定について

- ① スケジュール
- ② ガイドライン検討の方向性

3．閉会

○湯浅座長 皆様、おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第5回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を開会させていただきます。

参与の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず事務局から事前連絡をお願いいたします。

○豊福企画官代理 内閣府の豊福でございます。本日、よろしくをお願いいたします。

本日の参与の出席状況についてまず御報告させていただきます。

大塚参与、黒田参与、藤谷参与がオンラインにて参加となっております。松前参与はオンラインで途中から参加いただく予定となっております。また、公益認定等委員の原田委員がオンラインでオブザーバー参加いただいております。

今回、会議室で一人一台のマイクを設置しておりますので、参与の皆様におかれましては、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにいただき、御発言が終わりましたらオフにさせていただきますようお願いいたします。

○湯浅座長 それでは、議事に入りたいと存じます。

議事次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。

まず、事務局から「（1）モデル信託契約に関する討議」について説明いただいた後、皆様から御意見をいただきたいと存じます。

それでは、事務局は御説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理 それでは、説明させていただきます。

資料1の7ページに、「モデル信託契約に関する討議」といたしまして、「モデル信託契約の扱い」と「御提示している案文の内容」について議題にさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、9ページに今回の総論の部分を少し記載しております。これは先月の資料からの再掲となっております。モデル信託契約は1月に一度御議論させていただきますまして、先月も少しだけ議論しております。今回、1月の部分からの主な変更点を中心に御議論と思っております。

総論としまして、1月以降の施行準備研究会ないし会計研究会で議論された事項を反映しております。それと、内閣府令や内閣府と法務省の合同命令案の内容を反映しております。あと、信託業法固有の規制については考慮していない旨を明確化したことと、内閣府令案第1条に基づいて記載区分を2つから3区分にしております。相対的記載事項を追加したようなことになっております。

それでは、契約のイメージにつきまして、修正点を中心に説明します。

まず表紙の部分ですけれども、ここで黄色マーカーと水色マーカーについて少し説明しております。黄色マーカーは第1回からの主な変更点になりまして、水色マーカーが先月

お渡ししたものからの変更点になっております。

ここで記載事項の区分について説明しておりまして、必要的記載事項がゴシック表記になっているところをございまして、信託行為に記載しなければならない事項を書いております。ここは1つでも記載がないと認可を受けることができないような事項になっております。

2点目が相対的記載事項で下線表記している部分になります。対象となる行為や規定を制定する場合には、信託行為に記載が必要な事項となっております。

3点目は任意的記載事項でございまして、法令に違反しない範囲で任意に記載することができるとような条項でございまして。

1枚めくっていただいて、2ページ目に必要的記載事項と相対的記載事項につきまして、内容と根拠となる条項とこの契約における条項について整理しております。

それと、合同命令というのがパブリックコメント等で明らかになりましたので、こちらのほうを黄色で追加しております。

先ほど総論で言いましたように、この契約案文自体は個人・法人両方での使用を想定しますが、信託銀行とか信託会社は除くと3ページ目に書いておりますが、先ほどお話ししました信託業法固有の規制というのは特に考慮しないというところから来ております。

少しめくっていただいて、6ページ目の定義に3つほど追加しております。特定資産公益信託ですとか公益事務ですとか公益信託事務というのは定義で追加しております。

7ページ目の第2条では、この契約を特定資産公益信託として設定する旨を明記しております。この明記によっては、後々出てきますけれども、作成する計算書類の名称等に少し影響があるところがございます。

少し飛びまして、16ページの第8条になります。ここは金銭の運用方法の規定でございます。運用の中身につきまして、現行の税法に合わせた表現に少し修正をしております。

第3項で専用の口座と付け加えております。これは分別管理もございましてけれども、非課税口座となり得ることを考慮しまして、専用の口座で管理する旨をうたっているところがございます。あと、解説のところではサンプル的に口座の名称等について記載をしております。

続きまして、18ページの第9条でございます。こちらは府令第3条第2項を踏まえた、いわゆる収入を上回る支出をする旨を規定するところがございます。もともと第27条の公益信託事務の処理のところからあったのですが、こちらの信託財産の支出の方が据わりがいいということで移動してまいりました。こちらは条項とともに解説の部分を同様に移動しております。

続きまして、20ページの信託契約期間に関する条項です。信託契約期間の条項につきましては、終了日を具体的な日時で特定している場合は相対的記載事項になりまして、終了日が抽象的な場合は任意的記載事項になります。そこで20●●年●●月●●日みたいな話ですとか、●年間経過した日というのが例1。例2は、信託目標の達成ですとか不達成、

もしくは信託財産の枯渇とか、そういう特定の日時を指定できないようなケースについては任意的記載事項となっていますので、これを明らかにするように分かりやすく表現等を変えたところがございます。

次に23ページの第13条でございます。こちらも解説部分で受託者の職務権限につきまして網羅的に記載しているのですが、他の条項等で規定されている場合には省略が可能というようなことを付け加えております。

続きまして、24ページの第14条でございます。こちらは受託者の義務に関する事項でございます。利益相反行為ですとか競合行為に関しての要因事項に関する規定でございます。これらの行為を行うことが予定されているようなケースであれば、記載する必要がある相対的記載事項になります。ここでは具体的な行為としまして、一応〇〇とか××とか書いておまして、あと信託管理人が承認した取引ということを追記しております。信託管理人の承認のところについては、信託法の規定に則した形で重要な事実を開示した上でというのを付け加えております。

続きまして、少し飛びまして43ページの第28条になります。第28条、第29条、第30条はワンセットみたいな条項で、事務年度の開始日の前後での受託者における公益信託事務について、いずれも府令の内容を反映させたものでございます。

第28条は、事業年度開始日前に翌事業年度の事業計画ですとか収支予算書の作成、行政庁への提出の流れを記載しております。

第29条は、事務年度開始日以後3か月以内に受託者が作成する財産目録でありますとか収支決算書の作成及び行政庁への提出について記載しております。また、ここでは現金主義会計に関することがございますので、第2項の部分でその流れについて例示的に少し変えております。あと、解説部分で、分かりやすいという観点から、取引の流れですとか、収支決算書ないしは財産目録の見本的なものを少し追加しました。

第30条は、受託者の事務所に据置きないしは閲覧に供することが必要な書類を規定したところがございます。こちらについても先ほど言いましたように府令の内容を反映させたものでございます。

最後、少し飛びまして51ページの第30条の信託の終了等になってまいります。終了事由の中に実務的に少し多いというのを聞いているのは、一定金額を下回った場合があると終了事由にしていることが多いと聞いたので、これを少し例示的に付け加えております。

ただ、ここの中には第34条第2項に目的の達成とか不達成ないし幾つかあるのですが、例えば具体的な年月日を定めることは特に否定はしておりません。そういう意味で、ここに具体的な年月日を仮に書いた場合は、この条項と第10条の規定と併せまして相対的記載事項になるということを少し確認的に追記しているところでございます。

前回お出ししたものからの修正点は以上になります。

それと、この信託契約のイメージというかモデル信託契約というものは、法人で言えばモデル定款と呼んでいるものがございまして、一般法人が公益認定を受ける際の参考にす

るような資料として内閣府のほうから公表している資料がございますので、同じように何らかの形で公表していければなと考えているところでございます。

以上、説明は終わりました、先生方の御意見をと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの説明でございますけれども、結構枚数が多いでございますので2つの固まりに分けて、この信託契約イメージのうち第1条から第18条まで、32ページまでになりますけれども、まず皆様から御意見、御質問をいただきたいと存じます。御意見、御質問がある方は挙手をお願いできればと存じます。また、オンラインで御参加の方で御意見がございましたら、挙手ボタンを押していただければと存じます。それでは、よろしくお願いします。

それでは、吉谷さん、お願いします。

○吉谷参与 ありがとうございます。

最初に各パーツというよりも、総論的なところで少しお話をさせていただきたいと思います。

必要的、相対的、任意的記載事項について、分けて冒頭に記載をいただきまして、御説明いただいているところであります。

この契約書を拝見して、私自身はこの契約書の内容は理解した、あるいはこの解説の内容を理解したつもりなのですが、一般の人が読むと解説の部分で分かりにくいところがあって、どういうところが特に気になるかというと、必要的、相対的ということがちょっと分かりにくい。この2つについては、認可を得るために必要あるいは相対的に必要だということだと思うのですが、それ以外の項目でも何かをやろうと思うと必ず書かないといけないことがある。その分け方が各条項でもう少し明確になると分かりやすいかなと思います。

具体的には、各条項の冒頭に、これは府令何条何号の必要的記載事項ですとか相対的記載事項です。この場合はこうこうこうですという形で書いていただくのが分かりやすいかなと思います。関連条文で書いていただいているというのは把握しているのですが、そういう形でのまとめのほうがいいのではないかなという意見を持ちました。

以上、総論的なお話が1つです。各論のところも続けてお話ししてもよろしいでしょうか。

○湯浅座長 どうぞ。

○吉谷参与 第2条第2項に、今回、特定資産公益信託として設定するということを入れることになっています。これは任意的記載事項であるというわけなのですが、これを入れることと認可の関係がいま一つよく分かっていなくて、具体的に言うと、認可申請書に例えば特定資産公益信託として申請すると書くようにはなっていないのではないかなと思うのです。あわせて、認可書にも特定資産公益信託として認可していただけるのかどうかということとはよく分からなくなった。契約自体とは直接あまり関係ない話ですみません

けれども。あるいは、ここにこう書くことによって、少なくとも特定資産公益信託の要件を契約書としては満たしているかどうかというのは、認可の審査をしていただけるということなのではないかというところがよく分からなかったということがあります。

あと、第18条までのところで2点ぐらいあるのですけれども、1回切ったほうがいいですか。続けてよろしいですか。

○湯浅座長 どうぞ。

○吉谷参与 12ページです。ここは質問でありまして、これも契約そのものではないので恐縮なのですが、解説のところで「申請書記載事項（イメージ）」と書いてあるのです。これが恐らく様式1号の（6）のその他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項についてはこういうふうに記載してくださいみたいなことが書いてあるイメージなのではないかと思いました。ただ、一方で、私ども信託銀行で1社当たり100以上のものを今ややっていて、これを一個一個書くのかなというのを考えると、結構大変だなと思ひまして、御提案としては、例えば一覧表みたいな形になっていて、そこに信託行為の何条という条項だけを入れれば済むとか、そのような形で何か認可申請の際の簡便な方法を考えていただけるとありがたいなと思ひました。

取りあえず以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの吉谷参与からのお話に関して、事務局から御説明をお願いします。

○豊福企画官代理 御質問にありました分かりやすくするというのは当然何らかの形で考えていこうと思ひます。私どもも、書いたものをきちんと理解いただくことのほうが大事だと思ひますので、その点は分かりました。

あと、特定資産公益信託になるとどうしても必要な要件、先ほど説明しましたが収入以上の支出をしなければいけない旨の規定が必要になってきますので、これとか幾つかリンクして記載する必要がある部分がございますので、それとのパラレルの関係かなと理解はしているところでございます。

12ページのところは、ガイドラインのほうで今後移していくような話かなと思ひていて、ここについてはガイドラインの作成の中でいろいろ御意見いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○大野次長 補足しますけれども、特定資産公益信託を認可書あるいは公示でどうするかというのは、これから考えなければいけないこととございますが、やはり書いたほうがいいのだろうなということを直感的には感じております。

それから、12ページの申請書の記載事項ということですが、簡便にできるように取り組んでいきたいと思ひております。

○吉谷参与 ありがとうございます。

○湯浅座長 実務に即した御質問ありがとうございます。

林参与、お願ひします。

○林参与 林でございます。

まず、総論的な話について言いますと、モデル契約書を頂いていて、自分自身は相対的記載事項とか要らないものを端折ったものをまず前に出したほうがいいのではないのかと直感的には思っています。分かりやすくするにはミニマムなものを出したほうがいいのではないのかという感覚を持っています。ただ、日弁連のほうでも事前にざっくり議論したときに意見が分かれて、これぐらいいろいろ書いていたほうが結果漏れがなくなるとか、受託者にせよ信託管理人にせよ何をしないといけないかということがぱっと分かるように見せるにはこういうパターンも十分あり得るという両方の意見があったので、一応そこは申し上げます。

ただ、結局、必要的記載事項を書いているのだけれども、その表現においてもそうだし、あるいは相対的とか任意的な記載事項についてもそうなのですけれども、要するに金科玉条このとおり書かなければいけないと誤解されることをすごく心配しています。結局最後は末端の自治体とかの方々がうまくできるかどうかというところに至るのだとは思っていますが、そういう方がステレオタイプにこう書いているのだからこのとおりでなかったらいけないというように誤解されないようにぜひ配慮していただきたいというのが1点です。各論でもその趣旨のことを後で申し上げたいと思います。それが1点です。

もちろんその趣旨は、表現とか条項の順番とか好みのレベルも含めいろいろ考え方があるので、それは十分いろいろあり得るのだという前提で対応していただくのだらうなと思います。モデル定款の趣旨でモデル契約書も示したいのだというのは十分よく分かるのですけれども、モデル定款と契約書のパターンが違うと思うし、特に契約なので事例ごとに大分変わってくると思うので、そういうところは非常に気にしています。

それから、先ほど吉谷さんも言われたところですが、任意的なのか、必要的なのか、あるいは相対的かというのは、読めば分かるけれどもぱっと分かりにくいということがあります。一つのご提案としては、条項のタイトルの横に必要的記載事項か任意的記載事項かあるいは相対的かということを書いていただくほうが、ぱっと見て分かりやすいという気はしました。ただ、そうすると1つの条項の中に必要的なものや任意的なものや相対的のものや相対的記載事項とか、使うのであれば条項に書かないといけないために重要なものもあって、そういうものは逆に個別の中から切り離して独立の条項にしたほうがいいのではと思いました。

要するに相対的とか任意的で、使う、使わない、書かないと選ぶのであったら、使わないのであったらその条項はぱったり削除してしまえばいいのだというような感じで工夫できるといいのではないのかなと思いました。モデル契約として示すのだけれども、使うときにはあえて書かないという選択がしやすくなるように用意しておいたほうがいいと思いました。一般論としてはそんな感じです。

次に各論ですが、個人的には第5条の公益信託の目的のところ、公益信託を行うことのみを目的とするという、「のみ」という言葉を入れるかどうかについて言うと、入れた

ほうがいいということも十分分かるのだけれども、書いていないから駄目だという話ではないと思います。契約書なりから見て、公益目的の信託をやると、それだけがはっきり書かれていれば、契約書上からはそれのみだと明らかなだと思います。契約書の条項に「のみ」と書いたら駄目だというのではなくて、書いてもいいのですが、「のみ」とないから駄目だというのではないはずだと思います。それは法適用の問題としてはそうなるということだと思います。だから、それは申し上げたいと思っています。

公益法人のこともそんなに分かっていないけれども、公益法人だと公益目的事業以外のこともいろいろやるから、逆に、ここは「のみ」なのだとすることを意識的に指摘したいのだというご趣旨なのだろうと思いますが、それとは異なって、そもそも公益信託というのはそういうものではないはずですので、私の考えは契約書からのみだということがはっきり分かりさえすればいいのだろうなと思っています。

次に、例えば条文を分けたほうがいいなと思ったものの一つは、第7条の信託財産の受入れだったりするのですけれども、追加で信託を得られるとか、寄附も受けられるというのは、それこそ重要なので条文としては分けたほうがいいなと、個人的な好みかもしれないけれども思いました。

もう一つは、第8条の金銭の運用に関して申し上げますと、どういうふうに運用するかは、例えば信託管理人の同意が要るとか云々あるのだけれども、金銭を預金または貯金で管理することについて、そんなことは当然なので信託管理人の同意に係るように書くのはちょっと過剰かなと思いました。それ以外の国債とか投資信託を買うかどうかについては信託管理人の同意をもらってもいいような気がするのですけれども、金銭を預金口座に入れるというのは非常に当たり前なので、同意とかそういう問題ではないと思いました。

もう一点は、契約期間のところで、効力発生日のことをどう書くかというのはいろいろあり得ると思ったのですけれども、論理的には信託行為と認可の両方がそろったとき公益信託としての効力が発生するということなので、条項の書き方によって、両方のうちのどちらか遅い日とかいうふうに書くかもしれないですが、それは契約によるからモデル契約の条項としても悩んでおられるだろうなと思ったのですが、一応気になったので指摘はします。

第14条の受託者の義務に書かれているところについても、特に第三者委託できることと特別利害関係に関する規定はここから出したほうがなお分かりやすいのではないかなと思いました。

もう一点、第17条の信託管理人について、誰が信託管理人になるかというのは、ここで言うのと附則のほうに書かれていることになるのですけれども、そんなことはせずに条文の中にしっかり書かれたらいいのではないかなと思いました。場合によっては委託者、受託者と並べて信託管理人も同じようにさらっと書けばいいのではと思いました。

それから、ちょっと戻りますが、受託者のところで、後継受託者についてどこでどう書くかという問題があって、後の新受託者の選任のところに書かれているように思ったので

すけれども、そんなことはせずに、後継受託者があらかじめ決まっているのであったら、要するに第二次受託者なり後継受託者は誰だというふうに受託者のところにさらっと書けばいいのではと思いました。要するに新受託者とかその辺りの規定は任意的記載事項なので、あるいは条文どおりだったりするので、条文どおりだと書かないという選択を取るとしたときに、後継受託者とそれとは別にしっかり書いたほうがいい、あるいは書かないといけないということになると思うので、むしろ受託者のところに当初受託者の次に後継受託者と書くほうが漏れがなくて分かりやすいという気がしました。

取りあえず以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

やはり必要的、相対的、任意的というのは分かりづらいですかね。

○豊福企画官代理　なるべく工夫して、分かりやすくするように努力したいと思います。

あと、先ほど第5条の公益事務のみというところは法律要件の一つでございまして、第4条第2項に、公益信託の信託行為においては、公益事務を行うことのみを目的とする旨のほか、次に掲げる事項を定めなければならないと書いてあったので、一応「のみ」という言葉を使ったところであったのです。

○林参与　林です。

僕自身、それは承知しているつもりです。法律の条文としてそうなっていることは当然承知した上での話です。けれども、適用において、のみでありさえすれば、実体法としていいのではないかなという気はするのです。要するに契約の中身からそれがのみであるということは明らかなのに、言葉として書いていないから駄目だというのは、僕はないと思ったということです。

○豊福企画官代理　分かりました。ありがとうございます。

○大野次長　実際の認定不認可の場合においては、おっしゃるようなことを考慮するのではないかと思います。考え方としては書いてあったほうが分かりやすいし一目瞭然なのではないこともありますが、実際にそれがなければ、不認可となるかというのは、委員会において個別に判断することとなると考えております。

○林参与　モデル契約としてどう書くかという趣旨で言えば、今の趣旨は十分理解しているので、認定のときに誤解されないようにというのは今また言われたところだと思うので、そこがはっきり伝わっていればいいのではないかなと思っています。

以上です。

○豊福企画官代理　ほかの条項につきましては、いただいた御意見を踏まえて少し中で検討させていただきます。ありがとうございました。

○湯浅座長　岡本参与、お願いします。

○岡本参与　私はじたばたで今朝出しました。追加で配っているので、4-2にモデル信託法に関する追加分ということで書かせていただいております。2枚物でございます。

まず、信託行為については、世界中そうかもしれないけれども、日本人は特にそうでは

ないかと思うのだけれども、モデルが出るとみんな役所のモデルに一元化しやすいということがあるので、モデルの位置づけという点において、民間でもいろいろなモデルが出てきて、その中で役所が出しているの法的には安定した役割を果たしているものだけれども、民間のモデルをどんどんこれからも開発していく必要があると思うので、そういう意味での一つのモデルなのだということについての強調をぜひお願いしたい。それは弁護士さんもこれからたくさんつくられるし、会計士さんもつくられるし、信託銀行も信託銀行で恐らくつくられるのではないかなと僕は思ったりしているので、ワン・オブ・ゼムであるという位置づけを明示していただきたいということです。そういうものをつくる際にも参考にさせていただいて構いませんと書くのはもちろんすてきだなとは思いますが、それが1つ目です。

そこは書いていないのですが、お配りさせていただいているものでいきますと、1つ目は先ほど議論があった必要的、相対的、任意的の区別の話ですが、長々書いているので次の2ページ目で見てくださいと分かるのですが、公益信託法で3条あって、内閣府令案で第9条で、これは必要的記載事項と。つまり、信託行為に書き込まなければいけないのが、実は内閣府令案で決まっているということなのです。相対的記載事項が全て書かれているのは、内閣府令案でいくと入れていくことができるので、その部分はできます。ですが、そのほかに別段の定め条項によって相対的記載事項となる場合があるので、それが非常に分かりにくくなっていると思うのです。別段の定め条項は、今までいろいろな研究会でずっと整理をされてきた長々しい表があるかと思うのですけれども、別段の定めで入れる場合については、そういう意味での相対的記載事項なのだということを明示したほうがよろしいのではないかというのが意見です。

僕は若干混乱があるのではないかと思うのですけれども、先回りですが、後ろのほうの相対的な全体の区別の問題なのですが、第28条とか第29条とか第30条、下線を引いてあるところですが、法や規則で受託者に義務づけられていることがあるのだけれども、それを契約に書くかどうかは任意である。つまり、こういうことはやらなければいけないということは法律で決まっているのだけれども、それを信託行為に入れるかどうかは任意であるということについての区別が曖昧になっているのではないかなという気がします。1ページのほうでは、信託行為に規定がなくとも法令上の規定が適用される記述について確認的に規定する事項であるのは任意的記載事項であると書かれているのです。でも、それが後ろのほうの第28条とか第29条とか第30条に行くと、これがどうも必要的記載事項と書かれている場合がある。つまり、信託行為に書かなければいけないということと、公益信託であれば必要であるということとの間の区別が混乱させていると私は読みましたので、そこは整理したほうがいいということで、もう一回言うと、信託行為に記載されていることを必要としていること、それはちゃんと条文名を書いて、それとは別段の定めについて相対的に入れている場合はその条文を明らかにする。信託行為への記載は必要ではないが、受託者等への法的な義務づけをしている条文というのは、これもちゃんと明示すべきで、

それぞれに条文をちゃんと書いて、全て相対的記載事項だとか必須だと言うのはやめて、整理をしていただきたい。これは僕は結構重要ではないかなと思います。

それと2のところですが、ずっと読んでみると、考えられます、望ましいと考えられる、望ましいと考えます、必要があると考えられます、なるべく望ましい、何々することが望ましいと考えられます、記載することが求められています、明らかにすることが求められますとかいろいろ書いてあって、一体どれが法的に不可欠な条項なのか、やる方がいいことなのかというのが曖昧になっている。だから、法的な義務づけと、こちらのほうにすることが望ましいということと、明確に区別してください。これはイギリスのCharity Commissionの文書でもガイドラインなんかでも非常にはっきりと法的規制とそうではないものは区別されているので、そこは曖昧にすると非常に問題が起こってくるので、特に語尾で考えられるという表現は、僕はあまり必要ではないかなと思うので、丁寧にその辺りの整理をお願いしたいということです。

3番目ですけれども、申請書類によって認可申請のために必要な事項やその記載というのは、入れておいたほうがいいだろうというのはあるかと思うのですけれども、不必要に、つまり契約で書くべきことと行政庁に出すのが必要だということは当然区別されるべきだと思いますので、そこがこの中にずるずると入っているのではないかと私は読みました。なので、信託行為に提出書類の内容を盛り込むことを強制することについては、内容的な配慮をしていただきたいということです。後ろのほうの条文で関係しているのですけれども、全体についてもチェックをお願いできればということ言っています。

4つ目です。法の規則の解釈の必要があるとするというのは、妥当ではないのではないかと思います。公益信託事務の処理の方法については、公益信託の適正な運営のため重要な事項であり、必要的記載事項とされている。これは正しいと思います。公益信託事務の種類及び内容として、受益者の機会どうのこうの等について信託契約に記載する必要がありますとあるけれども、ここまで書くかどうかは法には書かれていないです。つまり、公益信託事務の種類及び内容を書くことは求められて、法的な要件であるけれども、その後の受益者の機会、受益者の義務、受益の条件、事業の確保の取組等について信託契約に記載する必要があるというのは法的には記載されていないのです。初めて出てきているわけで、それを必要がありますと書いていいのかということはちゃんと議論する必要があるって、そうであればそこは明示をして、この解釈として私たちは出しているのだということを書く必要があるって、それはモデル契約について書くべきなのか、ガイドラインとかに書くべきなのか、あるいは本当は政府令等に組み込むべきなのかがありますが、そこを丁寧にする必要があるのではないかなと思いました。

下のほうについても同様のことが書いてありますので、あえて読みません。

5番目、法律家的表現というのがあって、僕は法律家ではないのであえて言うと、典型的なのは第29条1項で、公益信託に関する法律第33条第3項の規定により読み替えて適用する信託法第34条第1項第3号の内閣府令、法務省令で定める事項等を定める命令を言う

第19条第2項に規定する公益信託の信託帳簿、こういうものはやめてください。こういうものを普通の信託契約を読む人に読ませるのは無理だと思うのです。それはもし必要であれば内容を書いたほうがいいということで、ほかの解説についても、ほかの本を読んで表でどういうふうに書いているかをもう一回確認しないと分からないというようなことは、僕はなくすべきであると思います。基本的に市民であるという前提に立って丁寧に分かりやすく説明することが必要であるので、もし必要であれば市民向けのガイダンスは別出しにつくることがあっていいと思うのです。それも将来されるのではないかなと思いますが、こういうものの書き方をこのまま置くというのは、僕はセンスの問題としてやめてほしいと思います。読めないし、絶対に分からないと思います。

最後、個別のことについてはまた考えていただけたらいいかなと思っていますので、後のほうがいいですね。

○湯浅座長 本当にいつもユーザー目線での御提言ありがとうございます。

ただいまの岡本参与からの御発言につきまして、何かコメントがございましたらお願いします。

○豊福企画官代理 まず位置づけなのですからけれども、モデル定款にも記載がありますとおり、これでなければ駄目だということをうたうつもりは全然なくて、あくまでも一つの参考例的な位置づけということは、冒頭の趣旨の中ではきちんとうたっていると思っております。

あと、いただいた意見の中で、今日もらったばかりでもありましたので、よく読んだ上で検討していきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

○大野次長 若干補足させていただきますと、モデル契約の位置づけは先ほど林先生からもございまして、いろいろと考えていきたいと思います。これ以外もあっていいということがあると思っております。

その一方で、行政がつくるモデル契約、我々としては委託者の保護といいますか、委託者にどう理解していただくのか。書いていないとしても、委託者が意図して書いていないというのならば別に問題ないのですけれども、委託者が知らずに書かないというのは、受託者主導という形になりかねない。そういった意味で、行政が出すモデル契約においては、一定の情報提供というのは必要になってくるということは御理解いただきたいと思います。

それから、先ほどの任意的記載事項等々の整理の問題、岡本先生からもお話があって、これも重要な御指摘ですので、ここはしっかりと区別して書いていきたいと思っております。

それから、申請書類の記載、認可のために必要な事項等を信託行為に不必要に盛り込まないということもありますけれども、これも私どもとしても絶対的に必要であるということまでは言うつもりはないわけですが、公益信託の基本は、委託者の意思が信託行為に盛り込まれるということだと理解しております。それができない場合に、信託行為に記載することが絶対に必要かというのと、そういうわけではない。ただ、その部分を受託者が勝

手に書いてしまうというのは、制度としては少しゆがんでしまいかねないかなと考えております。

4. の話はガイドラインと密接な関係にある話でございまして、本来、このモデル契約自体、ガイドラインがセットされた後に作った方がいいのかなというものではあるのですが、ある意味ガイドラインの検討もイメージがないと分かりづらいところがありますので、こういったイメージになりますよというのを横に置きながら検討していくということかと思っております。ですので、そこは御指摘も踏まえて検討を進めていきたいと思っています。

5. の分かりづらい表現をなくすべきだということは、私もある意味同感でありつつも、正確性を求めるとなかなかというところがありますので、私どもも努力はいたしますが、知恵を出していただければありがたいかなと思っております。

○岡本参与 よろしく願います。

○湯浅座長 溜箭参与、願います。

○溜箭参与 ありがとうございます。

普通の人を書くということが建前なので、岡本先生の御指摘はやはり大事なところではないかなと思います。

私は3点ほど。

細かいことかもしれないのですが、受託者は1人ということ想定している。複数というのは、現時点ではできるのか、できないのか。複数を想定した規定というのはあり得るかということが分かるかとは思いますが、現時点でできないというのであれば、そう書いたほうが良いような気がします。

○大野次長 できます。

○溜箭参与 できるということであれば、そのときの条文が恐らくあったほうが良いのではないかなということ。受託者の定めるところと、第8条の運用の口座をどうするかというのが、金融機関との関係があってややこしいところがあったりするので、こういうことだったらできるみたいなことが、これから信託をつくろう、複数の受託者でやろうという人が、ガイダンス的なものがあるといいのかなと思いました。複数の受託者が口座の名義人になるということは多分できないので、代表者みたいな人になることになると思うのです。そういったことが分かるようになっていって使いやすいとか、見た人にとってありがたいということになるのかなと思いました。これが1つです。

2つ目のポイントですが、受託者の職務と権限のところ、現時点では網羅的なのだということがあって、23ページですが、ブルーになっているところで、網羅的だけでも、他の条項で規定されていれば省略することも可能ですということなのですが、場合によっては2つ目の可能性ということも例としては挙げてもいいのかなという気がしました。実質的には、今の第13条の16のところは柱になってくるのではないかなと思うのですが、受託者は、本契約の定める公益信託の目的を達成するために必要と認められる公益信託事務

を行うことができるという柱になってくるのかなと思います。他の条項で規定されている場合というのがどういう意味を持つのかということになるのですが、そのときに、例えば認可の事項については、このモデル契約であれば既に何条に入っている、その次の運用支出については何条に入っているのか、基本的にはこれで満たされるというようなことが説明されていると、今、ブルーになっているところの意味が一般の人にも伝わるのかなという気がします。

その前提なのですが、そんなふわっとした規定でいいのかというところがあって、それが懸念だと思うのですが、公益信託の目的の達成のためというのはやはり大事なことです。ちょっと戻って、林さんがおっしゃったところと関わってくるのですが、公益信託の目的というのは、公益目的のみでないといけないと思います。受託者というのは、受託者としてと受託者以外としての2つの立場があるので、単体として見たときは公益目的でも活動することができるし、公益目的以外でも活動することができる、信託というのはそういうものなので、公益信託の中ではしかし公益目的のみでなければいけない。公益信託の財産を使って、その公益目的のみ以外のことをやるというのはやってはいけないということになるので、第13条でふわっとやるということも、その前提として目的のみというのがあることはやはり私は大事ではないかなと思います。

ガイドラインとしては、私はこういうふうに細かいところで刻むというよりは、よりふわっと規定してもいいのではないかなと思いますが、しかし、公益のみのためにやらなければならない、公益信託の目的のみのために行為をしなければならない、ここできちんと線を引いていくということをしていくことが規制としても大事だし、信託のモデルとしても書くことが大事ではないかなと思っています。

第14条のところも同じようなことを申し上げようとは思ったのですが、基本的にはこういう事業、こういう事務、そういうふうを書くことももちろん構わないのですが、信託管理人に重要な事実を開示した上で、信託管理人が承認した事務であればすることができるという第14条第5項の（3）を柱にして置くというので十分できるような気がするけれども、そのときには公益目的というのががちりしているということは大事なのではないかなと思います。

前後しますが、そういった規定の仕方も、場合によってはモデル契約としてはあってもいいかなと感じているということです。

私からは以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

コメントをお願いしますでしょうか。

○豊福企画官代理　複数の部分をどう入れるかというのは悩ましいところがありますので、入れる場合には職務分掌の区分とかが必要になってきたりしますので、どうやったら一番分かりがいいかということも含めまして一旦考えてみます。ありがとうございました。

○岡本参与　今の点だけいいですか。

さっきののみ問題は2つ意味があって、1つは収益事業をするなということですよね。公益信託事務のみを目的としなさいということですよね。これは非常に重要なポイントの内容だけれども、別個で受託者は信託目的のみを追求しなさいという意味での本来の信託の規制に基づく発想があって、その中で読むと、そういう意味での受託者の善管注意義務というか、信託目的を遂行する義務があるのだということについての強調が必要、つまり素人が読んでもそこがポイントなのだとすることを委託者、受託者にも示そうということがあって、それは繰り返して結構出てくると。だから、収益事業をやるなという意味の側面と、受託者の義務を免責にするという点での「のみ」とが違った側面があって、今の後者の点については、細かい規定を置くというのは、そのために置いているのだということであると思うのだけれども、そういう趣旨のメッセージが出てくるような書き方というのは、今後ガイドラインをつくったりするときでも重要ななとは思っています。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

では、大塚参与が挙手いただいていますので、お願いできますでしょうか。

○大塚参与 ありがとうございます。

私からはまず総論的な部分につきまして幾つかコメントいたします。

モデル契約を示すことは非常に重要な意義を持っていると思います。

第1に、モデル契約を示すことによって、その公益信託を使おうとする人が一から信託契約書を作る必要がなくなり、それによって使いやすさ、利便性が上がるということです。

第2に、望ましい信託契約書を示すことによって、公益信託を使う場合に法的に望ましい使い方がなされやすくなるという点があるかと思います。

ただ、第3に、あまりに硬直的なものを示してしまうと、右に倣えで柔軟な発想が出てこなくなってしまうというデメリットもあるかと思います。

まず第1点、使いやすさの点からいたしますと、今回お示ししていただいたモデル契約書は、ほかの参与の方もおっしゃっていたとおりやや分かりづらいというか、法律専門家向けの解説になっているかなと思います。特に解説の部分については、法律にあまり通じていないような方にも分かりやすいように、今後修正していく必要があるのかなと思います。

第2点目の法的に望ましいものをお勧めするという機能からいたしますと、ほかの参与の方が言っていたように、公益信託認可のために必要な事項のみに限るというスタンスよりも、今回のイメージでお示しされたある種いろいろなことも書き込むというスタンスのほうが望ましいのではないかと思います。信託行為というのは、公益信託認可にとって必要なものであるということ以外にも、委託者の意思を反映するであるとか、あるいは受託者の行動指針を示すといった機能もございますので、そういったところも考えて、モデル信託契約書というものを作っていく必要があるだろうと思います。

第3に、硬直的になってしまうという部分ですが、これは溜箭参与がおっしゃっていた

ように、幾つかの条項についてはもう少しこういうパターンもあるよと例示をして、そこから選べるというような形を取るほうが望ましいのかなと。それによって、公益信託をしようとする人が、それらの中からふさわしいものを選択できるようになっていくのかなと思います。

以上が総論です。

次に、各論的な論点についてですが、まず第11条、委託者の権限に関する条項についてです。モデル契約においては信託法第145条2項各号のうち公益信託でも意味があるものについては全て委託者が有することがデフォルトになっております。ただ、公益信託法を制定する過程で、法制審議会では第145条第2項の権利を必ず有するという目的信託の規律を持ってくるのではなくて、第145条第2項の権利を与えることもできるという受益者の定めのある信託の規定を持ってくるということが選択されました。これは公益信託においては委託者の関与があまりに大き過ぎるのが望ましくないという考え方からだったかと思います。

そういたしますと、モデル契約においてデフォルトとして第145条第2項各号に定める権利を委託者が有するとする、それをお勧めするというのはあまり望ましくないのかなと思いますので、例えば、墨つき括弧になっている部分をデフォルトにするであるとか、あるいは墨つき括弧になっている部分を例1にして、本文に書かれているところを例2にするとか、そういった定め方のほうが望ましいだろうと思います。

続きまして、第17条、信託管理人の条項についてです。この中で第17条第4項では、ただし書において、特定の場合であって正当な理由があるときは、受託者は信託管理人を解任できるとされ、また第6項では、後段において、これもまた特定の場合においては、受託者が新しい信託管理人を選任できるという規律がございます。しかし、信託管理人というのは受託者を監督する立場にある者ですので、そのような信託管理人を受託者が解任、選任できるということを自由に認めてしまうのは、必ずしも望ましくないだろうと思います。

もちろん第4項や第6項に規定されている場合に、どのように信託管理人を解任、選任することができるのかというのは難しい問題ではございますが、例えば裁判所による解任や選任を定める信託法の規定を活用したり、あるいは受託者が解任、選任できるとしても、その採用の範囲をある程度限定するような条項を設けたりとか、そういったことを少なくともモデル契約書としては示すべきなのかなと思います。

私からは以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いします。

○豊福企画官代理　いただいた意見につきましては、中で検討の上、考えさせていただけたらと思っております。ありがとうございました。

○大野次長　受託者、それから信託管理人、ガイドラインの中でもどのように書いていく

のかということをしつかりと検討しないといけないかと思しますので、引き続きよろしく願いいたします。

○湯浅座長 林参与、お願いします。

○林参与 溜箭さんが言われたことについてですが、私は、最終的にはモデル契約書に公益信託の目的のみと書くのは別に否定はしないと申し上げました。溜箭さんが言われたことはそのとおりだから、ほかのことをどんどんやっていいという趣旨で言っているのでは全然ないので、公益信託でそんなことはやらないのはむしろ当然だからという前提で申し上げているだけです。大野さんが最後言われたように、認定のとき、それはガイドラインなり、あるいは注意してちゃんとやればいだけだとおっしゃられたので、その趣旨では納得しています。この話はここまでです。

もう一点だけ、分別管理についてどうするかという条項は入れたほうがいいなと思いました。要するに信託財産は何です。その管理方法は分別管理でこれです。その後にそれを運用するのであったらこうしますという順番で書くのだらうと思いました。信託財産の管理方法としてこれこれこうすべきだ、分別管理すべきだという条項は、財産と運用の間に入れるのが合理的かなと思いました。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 分かりやすい契約という観点だと思いましたので、引き続き正しく理解いただけるような形で工夫をしていきたいと思っています。ありがとうございました。

○湯浅座長 ありがとうございます。

弥永参与、お願いします。

○弥永参与 申し訳ないのですが、ほかの参与の方々がおっしゃっていることは、もっともと思うところがあるのですが、どうも信託契約をつくるときに誰がつくるというのを想定されているのかということにもよると思うのです。本当に素人の方が、素人の方だけで、この契約を書かれるのかという、そこがポイントだと思います。岡本参与がおっしゃることは本当にもっともだとは思いますが、しかし、実際ここに挙がっている信託契約のイメージを見ると、これが法律の専門家というか、その人たちが関与しないでこういう契約がつくられるのかどうか、要するに誰が契約をつくるのかというイメージがないと、どういうモデル契約の書き方にすべきかというのは決まってこないのではないかと思います。法律の専門家だったらこの程度のことは分かるはずという気もするのです。そもそも、全く素人の方が、幾ら易しくモデル契約を提示しても、正確に契約をつくれるかどうかという点についてはちょっと考えたほうがいいなという気がいたしましたので申し上げたいと思ったわけです。

○湯浅座長 ありがとうございます。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 御指摘のとおり、実際につくるのには士業の方が関与されることはあり得るし、そのほうが実際には望ましいだろうなというふうにも思います。ただ、委託者になれるような方が主要なところをざっと読んで理解できるということがとても大事だと思うのです。

それから、書き方としても、僕は実は別の研究会でイギリスとかスコットランドとかのモデル信託をざっと比較したことがあるので、それなりに長い場合もあるのですけれども、書き方としては、まず最初にあなたはどんな財産を出したいのですか、何をやりたいのですか、そこを書いてくださいと、すごく委託者フレンドリーなのです。委託者のあなたは何をやりたいのですかということを知って、そこを大切にしてくださいというような、つまり、市民が自分で委託しようと思ったときの頭の論理の発想をちゃんと大切にしながら書いていくということを前提につくられているのです。もちろん特定資産で従来の信託銀行の方がやられるのだろうなというようなことが何となく念頭にあるかもしれないけれども、これでの書き方がこれ以外のモデル信託行為にも影響をととても与えそうだと思うので、それは先ほどの複数受託者の問題についても、今回は1人だけでも、複数受託者になるとそこでのガバナンス問題を書かなければいけないのではないかという議論が出てくる可能性もあるし、今どの程度複雑にするかということもあるとは思いますが、全体として、基本的には市民がざっと読むと分かるというような書き方を原則としては目指すべきだと私は思っているということなのです。

弥永参与が言ったように、いずれにしても関わるでしょうと、それはもちろんそのとおりでございますということは僕も思うし、会計についても、例えば特定非営利活動法人も会計とか監事をしていらっしゃる方は、税理士さんも結構関与されているけれども、そうではない人たちも自分たちで頑張って読んでつくろうとされている方はいっぱいおられて、やろうとしている。そのような人に対してフレンドリーであるようなモデル信託契約であることが望ましいということを知っているということで御理解ください。

○弥永参与 会計については先生がおっしゃるとおりだと思うのです。けれども、私が知っている限りでは、イギリスなどでも実際に契約というレベルになれば、ソリスターの方が結局はつくられているのではないかと。先生がおっしゃるとおりフレンドリーな案内というか、そういうものはあるかもしれないけれども、しかし、実際の契約自体、日本以上に持って回った表現になっている気がするのです。だから、その辺は想定する人を誰にするかが非常に重要なことなただけです。

○湯浅座長 ありがとうございます。

どういう方をターゲットにされているか、事務局から御説明いただければと思います。

○豊福企画官代理 公益信託に携わる方一般、幅広くいろいろな方々というのを念頭に置いています。ただ、当然、信託についてきちんと理解いただけるような方向で極力書いていこうとは思っておりますので、そこはまたいろいろなお知恵を拝借しながらになるかもしれませんが、よろしくお願いします。

○湯浅座長 士業の方しか分からないというところは目指していないというところではあるということで、どういった文言が適当なのか、どういった記載が適当なのか、またお知恵を出しただければと思っております。

後半部分がまだでございますので、37ページ以降につきまして御意見がございましたら挙手をお願いいたします。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 1点だけ、第29条のところで、これも解説ところで、収支決算書や財産目録のイメージを示していただいている、ここにはまだ信託帳簿のイメージが出ていないと思ひまして、それも示していただくとよいと。出納帳みたいなものを私どもは使っているのですけれども、そういうものなのかなとは思っているのですが、そういうものを示していただければと思います。

ただ、示し方については、確かにここに書くのか、それともガイドラインに書くのか、ガイドラインの何ページ参照みたいな形で書いていただくのか、いろいろなやり方はあると思いますので、工夫していただけたらと思います。

ほかに細かいところはいろいろ気づいたところがあるのですけれども、あまりにも細かいので、どこかの段階で少しまとめて紙かなんかでお出ししたいなと思っております。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

恐らく信託帳簿はガイドラインのほうに繰り延べるのでしょうか、事務局のほうから御回答いただければ。

○豊福企画官代理 帳簿につきましては、前回御議論があったと思うのですけれども、どんな形で何をというのは、これからまた関係者の方々の御意見を踏まえながら考えていきたいと思っております。その際にはまたいろいろなお知恵を拝借したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○湯浅座長 その他の参与の方、御意見ございますでしょうか。

林参与、お願いします。

○林参与 まず1点は、選考委員会の規定の部分があるのですけれども、個人的にはモデル契約から一旦外して、別に選考委員会の規定を置くのであったらこういう規定というのを別立てで立てたほうが良いというのが率直な感想です。選考委員会を置くのであったらどういう規定ですというのを示そうとするとか、そういう趣旨も十分分かるので、あるいは取りあえず入れて、相対的記載事項だから、使わない人はその規定はなくせばいいという、その趣旨も分かるのですけれども、モデル契約書から一旦外して、別に選考委員会を置くのであったらこういう規定という形で示されるほうが、好みだと言ったら叱られるけれども、率直にそんな感想です。

それ以外で言うと、1つは第31条の規定を別に定めることができるというものですけれども、あったらいけないとも思わないけれども、あえて書く必要はない、なくてもいいと

いうか、それは率直な感想を申し上げます。

次に、第37条の守秘義務のことについて言うと、何らかあるべきだと思うけれども、どう書くか悩ましい規定だと思います。守秘義務の効果が本当に必要な範囲で効果が生じるのかというのはなかなか悩ましいですし、詳しく書き過ぎてもしんどいし、なくても当然かもしれないのだけれども、弁護士として言うと、守秘義務と言ったときに、守ろうとすべき情報とは何なのかというのをしっかり特定していかないといけないというか、要するに信託事務に関して得た情報が全てと言っても、当然にオープンにする情報だってあるし、その辺はどう意識しているのかというのはあるので、守秘義務の条項をモデル契約に書くことと自体はいいと思うのですけれども、どう書くか表現は悩ましいという問題提起だけはさせていただきます。

次に、さっき岡本さんも言われた第38条とかも蛇足っぽいなと思ったということが1点です。

管轄裁判所も書くべきだと思うのだけれども、どう書くかというか、想定する紛争が何かということと、この契約でこの条項で縛られるのは誰かという話になって、多分委託者と受託者が縛られるという話になるので、そういう前提で効果が生じるのだというのであれば全然それでもいいのですけれども、若干抽象的に書かれたので引っかかったということとは申し上げます。

最後に第40条なのですけれども、ほかの弁護士も一致した意見で、第40条という条文にすべきではなくて、条項の外なのだけれども一番後ろにこういうものを書くというのは、契約書的には実務的に一般的だと思ったので、ここで言えば要するに第40条のタイトルと第40条というのを外すだけかもしれないのだけれども、そういう感じで思ったようなことです。

あと議論した中で出たのは、暴排条項はどうかなとか言った弁護士もいました。そんなことを言ったらモデル契約書にどう書くか大変なことになるけれども、一方、今だと契約書には必ず必要だけれども、モデル契約でどれぐらい入れるのかは問題だとは思いました。ここで言ってしまったら入るのかというのもあれだから言わないでおこうと思ったけれども、モデル契約的にはなくてもいいと思いますが、問題意識だけ申し上げます。

以上です。

○湯浅座長 林参与、ありがとうございます。

事務局から御回答をお願いいたします。

○豊福企画官代理 モデル契約に何をどこまで書くかも含めて、またいろいろな御意見をいただければと思います。今のところ割と幅広めにいろいろなことを書いたつもりだったので、確かに守秘義務とかは、私は金融にいた関係で、それだけで1~2ページ使うのもよくありますので、そこまで全部ではないだろうということで、いろいろなお知恵を拝借しながらやっていきたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

○湯浅座長 それでは、大塚参与が挙手いただいていますので、お願いできますでしょう

か。

○大塚参与 ありがとうございます。

まず、選考委員会については、林参与はモデル契約書には入れず、附属品のような位置づけにすべきというか、選考委員会をつくりたいときは、こういうものがありますよという位置づけにすべきというお話でしたが、個人的にはそれには賛成できません。

なぜかという、やはりモデル契約書というのは、我々の意図とは違うかもしれませんが、ある種お勧めの契約書として公益信託を使う人からは受け取られることになるかと思います。そういたしますと、今回のような奨学金の公益信託ということであれば、選考委員会を設けるということが法的には望ましいですので、選考委員会を置くという規定について、モデル契約書に書いておくということが望ましいと思います。

続いて、モデル契約書第35条、残余財産の帰属についてです。第35条第1項では、帰属権利者は公益信託法第8条第13号に規定する者とするとして、かなり抽象的に書かれています。この書き方も駄目ではないのかなと思うのですが、しかし、実際に帰属権利者を決めなければいけないというときに、具体的にどうやって決めるのかというのが契約書からは明らかではないという形になってしまっております。

したがって、モデル契約書として示すときには、より具体的にこの人というふうに墨つき括弧のようなものにするであるとか、あるいは抽象的にするとしても、どういうふうに決めるのか、受託者が決めることになるのかなと思いますが、受託者がどういう範囲から帰属権利者を決めるのか、あるいは例えば信託管理人の同意を要するとか、そういった手続的な制約がどういうふうにかかってくるのかとか、そういったことを具体的に書き込むということが望ましいのかなという気がします。

私からは以上となります。

○湯浅座長 大塚参与、ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 御意見いただきました第35条につきましては、確かにおっしゃるとおり何らかの具体性を持ったほうが読み手も分かりやすいと思いますので、そこは少し中で検討します。ありがとうございました。

○湯浅座長 岡本参与、お願いします。

○岡本参与 個別にということで、意見書の3ページ以下になりますが、前半のこともありますが、先ほどの合議制機関の話ですけれども、実は複数受託者モデルも潜在的には関連していて、なぜかという複数受託者があればガバナンスの問題が出てくるからそこでの議論があって、選考委員会があるから、そこでのガバナンス問題の中にどんどん入ってきてしまっているの、潜在的には関連しているのではないかなと思うのです。今回の案では、合議制機関のところには不可欠なものとして合議制の機関を置くという例の追加文が一言も入っていないと思うのです。不可欠なものかどうかの判断を委託者や受託者が考えた上でやるべきだということが本来入るわけです。さっきも大塚参与がおっしゃ

ったように、選考委員会の規定を入れたほうが望ましいのではないですかと言われたと思うのだけれども、それはこれが不可欠なものなのかどうかという判断に基づいて、不可欠であればやらなくてはいけないというのが規則案の書き方ですね。けれども、不可欠なものかどうかを判断すべきだということについて何ら書かれていないのは、全て書くのか全て書かないのかということが問題になってきて、そういう意味では、不可欠なものとして置く場合には、相対的記載事項ではなくて、絶対に書かなければいけないということなのですね。そうではない場合には書いてもいいよということになる。書いてもいい場合について、書いた場合には、修正した場合には認可事項になりますみたいな話になるかと思うのですが、その整理が十分にできていないのではないかなと私は思いました。だから、不可欠性の判断をちゃんと委託者、受託者がする上で、書くか書かないかを決めるということについてのポイントが書かれていない。

それと同じように、次のページに行きますが、第三者に委託する場合ということがあって、それも除外条件がイロハで3つありましたね。信託財産の保存行為に係る事務だとか、信託財産の性質を変えない範囲内においてその利用または管理を目的とする事務、公益信託事務の処理にとって補助的な機能を有する事務というのはいいのだという話なのだけれども、これの判断をしないと、第三者に委託する場合、書くか書かないかの判断ができないわけです。そこが一切解説にも何も書かれていないので、これは修正案が反映されていない条文になっていて、僕はよくないと思います。

選考委員会でも、交通費の支給をするかどうかまで信託法に書く必要があるのでしょうか。そこまで書く必要があるか。つまり、そこまで詳細なこと、交通費を支払いますみたいなことを書くというのが案として出ているのだけれども、そういうことまで書くことをモデルとして出すのが望ましいと僕は思いません。

2つ目、僕のやつの4ページ目ですが、不正確な記述があると書いてあるのですが、特定資産公益信託の中での説明で、元本を支出することを前提とするという話を書いてありましたが、規則案にも元本を支出することを前提とするとは書かれていなくて、その年度に寄附収入があれば、資産運用収入以上でも元本取崩しにはならないので、元本を支出することを前提とするということは、妥当ではないのではないかなと説明に書いているのは問題があるのではないかなと思います。私自身は、死蔵禁止規定というのは法には特に書いていないので、つまり特定資産というのは除外規定ですね。忘れてしまったけれども、第何項は適用しないということで、除外規定なのであって、死蔵するなという規定は法的には一つも入っていない。ということは、公益信託事務をするという目的を実施するために余分にため込むのはよろしくないのではないのでしょうかということが一般的に言われていることであって、その範囲内での記述しかないのであって、元本を支出することを前提とするなんていう書き方まで書くというのは、僕は考え方としてとんでもないと思います。積極的に寄附を集める団体というか信託だってあり得ると思うので、それはやめてほしいと思います。

それから、信託報酬についての記載は相対的記載事項であるというのは、もちろん取らない場合にはいいので、解説を最後まで読むとそれが丁寧に書いてあるかなと思うのだけれども、一番大事なのは信託報酬をもらうときに書かなければいけないということですよね。それが最後まで読むと分かるけれども、どうも十分ではないかなと思いました。

僕は簡素化の反対みたいな話をして、皆さん何を言っているんだと思うかもしれませんが、特定資産公益信託と現金主義会計の話で書いてあるのだけれども、別に特定資産公益信託でも現金主義を取らなくてもいいのですよね。現金主義会計を本当にモデルとすべきなのかというのは、それを選択して、こちらにするという判断をするので、公開性を高めるためには別に現金主義を取らなくてもいいということについてのメッセージを僕はモデルとしては書いてもいいのではないかなと思います。どちらかといえば、僕はほかの特定資産以外でも現金主義会計でやれるとすべきだと思っているので、現金主義会計を導入するのは重要だと思っているのですけれども、従来の公益信託に引きずられて、これを当たり前のように書くというのが、本当に今後の公益信託の展開にとっても妥当かどうかということは考えていくべきだと思います。

最後、ここで書いていいのか分からないけれども、一番最初の会議で言ったのだけれども、委託者の名前は本当は公開しなければいけないのかということで、契約書に書くのはもちろんいいのです。けれども、それを公開を前提として書くのかどうかということで、つい最近も僕はある団体で、震災のときに1000万円の寄附を匿名でぜひお願いしたいということでもらったという話もあるので、相続財産が減るということで、圧力を受けたくないということもあったりする場合もあるので、必ず名前を公開するということを前提としなければいけないかというのは、ここの問題ではなくて、公開関係の規則の問題だと思うのですけれども、念のため注意喚起だけ、もう既に決着済みの問題かどうかということも丁寧に確認していないので、また検討していただけたらと思います。

以上です。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 多岐にわたりまして、ありがとうございます。

解説のところで、より分かりやすく表現したほうがいいという部分等を含めまして、いただいた意見について、検討して、対応していこうと思っております。

○大野次長 補足ですけれども、ガイドラインといいますか、法律の運用自体、考え方が整理され切っていないところがたくさんありますので、ガイドラインの検討をしながら、これもブラッシュアップしていくということだと思っております。

最後の委託者の名前なのですけれども、公益信託というのは、公的なものであると。公的なものに委託者の権限があって、運営に参画する方が名前も出さないというのは、単なる寄附者とは別の話だと理解しているところでございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

林参与、お願いします。

○林参与 大塚先生がそうおっしゃったのだけれども、僕はある種感覚的に反対だから、一言だけ。正直に言うと、自分自身はある種の選考委員会アレルギーみたいなものがあって、選考委員会を置かなければいけないと言われたらアレルギー的に反応してしまうみたいなことは否定しないのですけれども、ただ結局、立法のときには議論したけれども選考委員会は法律上の制度には入らなかったから、要するに選考委員会はデフォルトではないことが当然だ、そこからどう考えるかという話のはずだという気はしています。実務的に信託銀行の方々が助成金や奨学金をやるときにそれを使っているという実務自体は否定はしないし、それがあつて機能している部分も全く否定はしないのですけれども、新たに制度を使うとき、奨学金をやろうとするときに選考委員会があるのがデフォルトだから、ないといけないみたいな感じで考えるのはむしろそのほうがバイアスで、奨学金をやるにしても、選考委員会がなくても適正にできる場合も論理的にはあるのではないかなと思うので、あつたほうがいいですよとか、お勧めですよということ自体は否定しないのだけれども、奨学金をやるときはないといけないかのように言うのもまた誤解を与えているということだと思うので、そういう意味において、規定としてあつてもいいけれども、条項として離すということがあつてもいいのではないかなと思ったからです。ただ、私自身はそういう意見を持っていることを明確に言うけれども、あとは事務局の方が考えることなのだろうと思うので、そういう前提で申し上げます。

以上です。

○岡本参与 今の点だけいいですか。すぐ終わりますが、事実上、選考委員会というのは信託銀行だけが受託するような形だけれども、NPOと共同受託しますとかというような形になると、そちらのほうがリアリティーが僕はあるのではないかなという気もするのです。選考委員会で信託銀行が自らやるという形ではなくて、NPOと共同受託をしてやるというような形の特定資産ももう結構出てくるのではないかなと思うのだけれども、そういうことはモデルの形成との関係でどういうふうに考えるかもちょっと整理をされていかれたらどうかなという気がしますが、それは特定資産になり得ますよね。だから、そこも考えていただけたらなと思います。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

選考委員会がなくても機能するというのはおっしゃるとおりだと思いますし、それを契約書の中で織り込むのか、それともガイドラインでいろいろなバリエーションをお示しするのか、その辺も検討いたしたいと存じます。

溜箭参与、最後をお願いします。

○溜箭参与 関係するところで、私もちゃんと整理はついていないのですが、選考委員会について規定を置くかどうかというのも、これは選択肢でいいような気がするのです。選考委員会がここにあつて、財産は別口座になっている。そこから出ていくというのがきち

んとフェアに判断されるのだということが、その契約の中で明確であれば、それは認めるということになってくる。

私がちょっと気になるのは、選考委員会を別立てにつくったときに、どこまでそこを審査するかということなのだと思うのです。別立てになっているけれども、あるからいいでしょうというわけにはいかないというのは私も分かる気がするのですが、同時に、選考委員会をどういうふうにするかというのは、場合によっては、事情が変わると変更したいということもあるので、契約は変更できるのですでしたか。そこら辺も私は分からないのですが、できないということになると、難しいことになってくるということなので、そういった変更とかをこの契約の外でできるようにする。ただ、そこもきちんと一定のガバナンスを利かせておく必要があるということになるので、契約の外に置いたからいいということにも多分ならないということなのだと思うのです。選考委員会をここに規定するということがどういう意味を持って、ここに規定しないということがその審査においてどういったインプリケーションを持ってくるのかということも、ある程度見通しをこちらで立てて書く。使う人は、その見通しを踏まえて使うということができてくるといいような気がしました。

私からは以上になります。

○大野次長 若干補足させていただきますと、今回の信託行為に記載すべき事項として、必要不可欠な場合については信託契約に書かなければいけないということになっています。なので、必要があればここに書かなければいけない。

その上で、林参与の御指摘は、今、連番で第三十条とずっと書いてあるのですけれども、むしろオプションのような形で、書く場合は、こういうのを入れますよと書くという趣旨だと承りました。このモデル契約からなくすということはある程度得ないと思っているのですが、御指摘のように、取り外し可能なオプションとしておくということは十分あり得ると思っております。

それから、岡本参与の御意見、これもまたどこまで書くか論ということで、いろいろ想定し出すとどんどん膨らんでくるという問題をどう処理するのかということだと思いますので、いずれも重要な問題である。優先的にこれが重要ではないという趣旨ではないのですけれど、いろいろ御指摘も踏まえて書いていくべきかと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、ガイドラインのほうの検討もしなければいけないので、続きまして「（２）ガイドライン等の策定について」について、事務局から説明をお願いいたします。

○大野次長 事務局でございます。

ガイドラインの策定につきましては、スケジュールは大体もう御説明したとおりでございますので、少なくとも年末までには作りたいということだと思っております。

その上で、ガイドラインの検討の方向性ということで、以下の前提を基に検討を行うということにさせていただきます。こちらは岡本先生からも意見書が出ておりまして、それにも適宜触れつつ説明していきたいと思っておりますが、文書の目的として、まずはぶれの防

止でありますとか予見可能性の向上ということを想定しております。

岡本先生から、これを活用した委託者、受託者向けのマニュアルを第一に考えるべきではないのかという見解がありましたけれども、基本的にガイドラインの名宛人は、我々内部であり、都道府県に対する助言、施行をこうすべきということの文書と理解しております。それをある意味外部にも示すことによって、結果として、反射的效果として求められるものなのではないのかなと理解しております。

それから、制度自体の目的というのは当然公益の増進と活力ある社会ということでございますので、そういったことは基本的な考え方としてガイドラインの中に書いていく予定でありつつも、このガイドライン自体は、一義的な読者というのは行政庁の職員なのかなと思っております。そうは言いつつも、誰が重要なのかということで、利用者をトップに持ってくる、公益法人をトップにするということで、公益法人のガイドラインでは、文書の利用者の一番上には公益法人関係者を入れておりますので、そこは書き方においては検討したいと思います。

その上で、文書の利用者として、2番目に公益信託の設定に関わる者と書いております。公益法人の場合は、行政庁、それから公益法人関係者、それにプラスして国民利用者ということを書いてあるのですが、公益信託というのは、委託者、財産を拠出する。その設定の部分が肝であるということで、信託の設定に関わる者を入れているというのが今回の提案です。

それから、3番目のポツで、公益事務を行う者というのが出ていないではないかということがあるのですが、受託者というのは当然公益事務を実施する者も含まれるということで、実際の運用に係る者というのは3番目でございます。

4番目、関心を持ち監視する者、やはり様々な公益事務が行われている中で、どこに寄附するか、どこを支援するか、あるいはおかしいことをやっていればそれを指摘する、そういったガバナンスを監視する者としては、企業、国民があるのかなと。特に外国人を排斥する趣旨はないのですが、通常、国民という言葉が使いやすいのでこれを使っているというところがあって、決して排除の論理というものではありません。

方向性の前提はこちらに書いてあるとおりでございます。特定の分野、実績に限られている。今は受託者はほとんど信託銀行です。今後はそれ以外の者が受託する場合もあると思いますが、なかなか想像力も働いていないということもございます。こういった前提の下で進めていく。

ガイドライン検討の方向性でございます。従来から何度も申し上げておりますけれども、公益信託は非常に柔軟で幅広いものです。ですので、いろいろなあり得べき状態を想定して書いていくと無限に広がってしまうということがある中で、どうすれば少なくすることができるのか、かつ、この12月までという短い期間でまとめることができるかという観点でこれを書いています。

そういった中で、公益信託の性質に照らして取り扱いを異にするものを除き、認定法の

考え方が適用されるとしています。公益法人制度、公益信託制度というのは、立法趣旨として公益法人制度と整合性を持つものとしてつくられているということでありますので、特に取扱いを異にする必要があるものではなく、公益法人制度を適宜準用されていくということが一般論としてあるのだらうと思っております。そういう考え方を前提にしつつ、細かい話でありますとか、想定されないものは、公益法人のほうを見てくださいよとしておくのが便宜かなと考えました。

その一方で、これをあまりやり過ぎると、公益信託の関係者に2つのガイドラインを見てくれという話になってしまいますので、基本的なこと、ニーズがありそうなところについては、このガイドラインに盛り込まなければいけないということでありますので、短期間でどこまでできるのかということを踏まえてこれを考えていく必要があると思っております。

②としては、信託に係る基本事項についてある程度盛り込むということがあります。先ほど岡本先生から信託ということについて言われましたけれども、信託事務のみを行うということ、これは信託法の忠実義務であるとか、いわゆる善良なる管理者の注意義務とか、そういう概念があるわけですが、公益信託法というよりも信託法の概念であります。こういったことについても、どういうことなのかということはある程度明らかにしないと、行政庁の職員も不案内の言葉ということがございますので、そういったことは明らかにしておく必要があるのではないかなと思っております。

それから、③でございますけれども、短い期間でかなりいろいろと端折りながらまとめなければいけないということの裏返しとして、策定後も継続的に見直しを行うということを書いてございます。

そういった中で、④として、具体的なニーズを踏まえた検討することが重要だと書いております。具体的なニーズを見込める類型を中心に議論して、使い勝手のよいガイドラインを目指していきたいと思っております。その際には、受益者の負担、特に書類の作成について、規則レベルにおいてはあらゆる事象を想定したものとしておりますけれど、重要性の原則を適用する中で、重要でないものについては簡素化することができるのではないかなということで、具体的に記載をしていってはどうかと考えております。

その際、軽量ということについてですが、単に規模が小さいことをもって軽量と言っているのかということに関して、それは違うのではないかなと考えております。規模が小さいということも今、公益法人であれば会計検査を必要とするような非常に大きなものと、ある程度大きなものと、小さなものと、もうちょっといろいろと区分があるかと思いますが、その辺りはバリエーションを持ちつつ考えております。

それから、公益事務の内容が明確かつ具体的であるということが重要なのではないかなと思っております。もちろん法人と同じように幅広く受託者の裁量でやってくださいということもあり得るのですけれども、そういったものはむしろ法人制度のほうに比較優位があるのではないかな。軽量、軽装備ということは言われておりますけれど、軽量というものを

ちゃんと定義することによって軽装備性を浮かび上がらせる。これが制度の意義なのではないかと思っております。

それから、事業が単一であること。この単一という言葉の意味というのはなかなか難しい面はあるのですが、公益法人の場合、複数事業、公1、公2という形でやると、経理上も区別して処理しなければいけないとか、2つの事業の中で財産をどう区分するかとか、それだけで受託者のガバナンスが必要になってくる。そういうのがあってもいいと言いつつも、そういったことを前提とする記述を置いていくとそれまた増えていきますので、そういったことを考えながら進めていきたいと思っております。

その際、次の○ですが、3つ目のところ、第三者から寄附を受けない場合というのがあるのですが、時々、公益信託というのは契約ですので、委託者と受託者がそこで合意したらそれでいいではないかというお考えを持たれる方がいるのですが、公益信託自体が公的なものとしてありますし、全て税制優遇を受けられる。なので、仮に現実問題として第三者から寄附を受けないとしても、私的な2人で合意したからいいというものではないということで、これは軽量性の中には含めないということと考えてございます。

それから、助成を行う公益信託、これは具体的なニーズもありそうでありまして、実際問題として複雑な会計処理が要らないことも多いということも考えますと、こういったものも使いやすいような形で判断基準を明確化していければいいかと思っておりますし、今後、ワークショップの開催等を通じて、具体的なニーズが見込まれるものについて、記述の明確化を図っていきたいと考えております。

岡本先生から意見書を頂いております、NPOとの比較ということで言われているのですが、そもそもNPOというのは市民が自分たちで集まって、自分たちのことを決めるということがベースにある。それと比べると、信託といいますのは、人様の財産であることが前提であり、それを契約で拠出を受けて、契約に従い処理する。そういった意味で、自分たちのことではなくて、他人の財産をどうするかということですので、おのずと違いがあるはずです。

それから、NPO法制度と公益法人の制度の違いということもあるかと思っております。去年の公益認定法の国会審議におきまして加藤大臣が答弁しているのですが、公益法人制度は、財務規律など法律に定める公益認定基準に適合することについて、合議制機関の判断を得て行政庁が判断するという仕組み。これに対しまして、NPO法人制度というのは、法人の自主性・自立性を尊重し、広範な情報公開を通じた市民による選択、監視を前提に、行政庁の関与を極力抑制している制度であると。そういったことを前提に、NPO法人に対する税制上の優遇措置、これは行政でなく市民からの支持度合いに基づいて公益性を判断するパブリックサポートテストというものがあって、これは非常に重たいテストだと思っております。そういったものがない公益信託制度においては、客観的に事業の公益性があるということについて行政庁が判断する仕組みでございまして、それなりのことが必要になってくると考えている次第でございまして。

受託者にNPO法人さんがなられるようなこともありますので、できるだけ使いやすいようにしなければならないのですが、NPO法人と制度の趣旨も全く異なるということについては御理解いただきたいと思います。

ガイドラインの構成案として、御参考に載せてございます。15ページです。これは単に公益認定等ガイドラインと並べたということでございます、実際に書いていく中でまた変わってくることもあるかと思いますが、大体こんなものになるというのを今のところは想定しております。

最後、信託業法の改正ということでございます。この研究会でも議論になっておりましたが、受託者に信託業法が適用されるか否かについて、適用除外とするという信託業法の改正が本国会に提出されまして、今月審議されまして、可決されました。間もなく公布されるということになると思っております。本件、全会一致というわけにはいかず、立憲民主党から反対されるということがございました。先ほど国会の議事メモを配付させていただいたところでございます。あくまで現時点の暫定的なものですので、後で回収させていただきます。国会議事録が正式に決定されればこれを会議資料にさせていただきたいと思っております。

例えば2ページ目の海江田先生、立入検査は3年に1回やるべきであるという御指摘があり、同じく海江田先生から、内部のガバナンスが非常に重要であって、合議でないと失敗することがあるというようなことを言われております。それから、寄附の勧誘ということでございますけれど、受託者が委託者に対して税制優遇を殊更にうたって勧誘するということについて、非常に厳しい御指摘をされておられます。寄附の勧誘については、実は金融庁さんからも、おかしいことがないようにしていくという話をしてきており、取り組んできているわけでございます。海江田先生は、特定寄附の控除を受けるためには、認定NPO法人にならなければいけないと。今度の受託者は、それこそ本当に認可を受けてそれが受託できると。そういうことの危険性については、ご懸念を示されているということについて指摘しております。

参議院でも似たような議論が立憲民主党からなされておりました、他党からも、性善説によって立つ法律は特に注意が必要ではないかといった議論もありました。可決・成立しておりますので、それが大勢というわけではないのですけれども、そういった指摘をする方々もおられるということについては御理解いただきたいと思います。

私どもとしては、こういった審議の結果も踏まえてガイドラインをつくっていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○湯浅座長　ありがとうございます。

まだガイドラインの本文ができていないので、なかなかイメージがつかみづらい、方向性だけということでございますけれども、何か御意見がございましたらお願いできますでしょうか。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 吉谷からは1点だけお話しいたします。

内容についてまだ出てきていないので、特にそういうことはないのですけれども、ただ、進め方として、今後、例えば御参考、ガイドライン概要の第1章の上から順番にやっていくというようなことなのか、どうなのだろうというのはちょっと気になっていて、なぜ気になっているかといいますと、私どもは移行認可を受けるに当たっては、認可時の書類であるとか、定期提出書類であるとか、そのほかのいろいろなものの書式、様式であるとか、ひな形であるとか、そういうものはできるだけ早く案の段階でも見たいと思っているわけなのです。そうしますと、例えば第6章の監督のところまで行かないと定期提出書類のイメージが湧かないというようなことになると、少し検討時間が少なくなってしまうので、もしそういう様式みたいなものが案でもあれば、早めに頂けると大変助かると。早くから議論してくださいということまでは申し上げないのですけれども。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

支障のない範囲でお話しいただければ。

○豊福企画官代理 今、事務局で話しているのは、公益信託固有のところは先にと考えて、目次で言えば第3章、第4章辺りはどちらかというところから書き上げるところだと思っております。あとおっしゃった部分については極力実際にお使いになる信託銀行さんの御意向もあるかと思しますので、頑張ってみますと今のところ言っておきます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

林参与、お願いします。

○林参与 意見というか、質問というか確認なのですけれども、先ほどのガイドラインの14ページの第三者の寄附を受けないところは、要するに軽量な判断のときにそこは付け加えないのだという御趣旨でおっしゃっていたと聞いてよろしいでしょうか。

○大野次長 さようです。

○林参与 分かりました。それは全く了解なので、軽量でも寄附を受ける場合がそれなりにあっても当然だというか、そういう御趣旨だと思うので、それは結構です。

ありがとうございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

その他の参与の方、御意見ございますでしょうか。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 最初に大野さんに言及していただいて恐縮です。

意見書を出しております、準備研究会の意見（4）というので出させていただいております。

今回は方向性についての検討ですので、先ほどから言及していただいておりますが、目的については、目的規定として公益信託の目的などの目的表現を入れたほうがいいのか

の意見を出しております。法の執行管理のほうで関係者の解釈の統一を図るということが重要であるということは分かります。もちろんそうなのですが、だからこそ目的表現を入れて強調したほうがいいし、先ほど言ったように、市民向けと行政庁の解釈統一というのは両方ともあるけれども、どちらに重点を置くかということは別にして、両方が一体化する方向での文書の作成ということがやはり望ましいのではないかなと。つまり、公開性を持った形でやるということで、市民が理解できる形を行政庁の基準の統一についても目指していくということを意識して進めていくべきだということで、目的についてもそういう目的性の表現を入れた文章をつくったほうがよろしいのではないかなという趣旨でございます。

利用者についても、るる細かいことを書いてありますけれども、民間の財産を抛出される方についての敬意がまず書かれるべきだとか、そういう公益のためにお金を出そうとされておられる方への敬意を前提として、そういう人たちが使いやすいようなガイドラインをどういうふうにつくるのかということを想定していくということで書かせていただいております。

企業、国民が重視だと。私は専門は政治学なのですが、企業も政治過程において影響力を持つステークホルダーであるということも確かにありますし、今回の議員の発言でもありましたけれども、国民として選挙という意味での影響力を持つことがあるというのは、事務当局の実感としてあるのではないかなと思いますが、幅広い関心を持ち監視をする者、非営利セクターに関心を持っている多くの人々を入れていただきたいということです。利用者の想定がずれると、文章の表現も変わってくるかと思いますが、よろしくお願いします。

それから、方向性の前提として、矢印のところに書いてありますが、こういう方向性の前提も入れていただきたいという趣旨で書いております。想定される多様性、特に受託者を中心とする関係者の多様性、信託財務の多様性に対応して適切に法が執行、運用されるように、多様性にふさわしい適用基準が必要になるというのを方向性の前提として組み込んだらどうかということでございます。

それから、ガイドライン検討の方向性についてのところですが、公益認定法の考え方が適用されることを明らかにすると書いてあるのですが、逆に言うと、一律の適用でないことを明らかにして、公益信託にふさわしい軽装備性を明らかにするという方向性も意識して取り組むことが必要であると思います。でないと、公益法人並みであるとか、それ以上に公益信託法を読んで、その準用している信託法を読んでということと、公益法人のガイドラインを読んでということで、関係箇所がめちゃくちゃ増えて、到底これは読めないなとかかかっているとか、もう既にそういう意見を聞いているので、そこは何とかしないといけないのではないかなとか、この間のNPO学会での議論でも、古谷さんたちの本の読替え表を読まないが無理なので、そこまでやらないといけないようなものは使えないのではないかなという意見が出てきました。皆さん赤本を買ってくだ

さいという意見が出たぐらいで、そのようにしないといけないというのは、僕は若干問題ではないかなと思います。

それから、ほかの重要なことを書いていこうという方針については、基本的に非常に妥当であると思っております。ただ、信託やフィデューシャリーの基本的考え方、先ほどのみ問題ですが、先ほど大野様もおっしゃいましたけれども、そういう意味での受託者としての義務についての姿勢を丁寧に書かれるのは非常に重要だと感じております。

それから、ガイドライン検討の方向性の4のところですけども、これも賛成については特に言及する必要はないかもしれませんが、重要性の原則という言葉が出てきたので非常に重要だなと思います。簡素化できることを具体的に示すということで、強く賛成したいと思います。

それから、軽量要件で、先ほど言いましたように規模だけではないでしょうということについてですが、まず規模については、一定規模を下回るということで、軽装備性の点だけはあるのだけでも、僕は例の7割、3割の問題で、大きいところで7割、3割というのはどうなのかということは前から言っているので、そういう規模別の考え方を具体化してはどうかということが1点です。

それと、信託法に定める公益事業の内容が明確かつ具体的であるということなのですけども、この明確かつ具体的の中身について、どう考えるかということが問題になるでしょうと思います。明確かつ具体的という面については、もちろん委託者の意図を十分に酌み取るべきだということがあります。受託者の機動性を割くことになるので、かえってそれが委託者の意図を実現することを制限することになることについても重々留意をする必要があるだろうと。

それから、事業単一要件、次の3ページ目のところなのですが、ガバナンスの仕組みが整備されていれば軽量要件に合致している、整備されていなければ軽量要件に合致しないという話になってよいかと。ガバナンスの仕組みについても含めて、小さいから自由にさせるということについて向かう可能性もあると思うので、そういう点についての配慮もお願いしたいということです。

それから、公益事務の内容が明確かつ具体的でない場合は、法人の設立や法人への寄附を活用することが想定される。この辺の主張も前からお聞きしているのですけれども、それは法的根拠がなくて、それが想定される場合には、軽装備が可能であると想定されるということを前提にしていけば、委託者の選択に任せるということであると考えます。ほかの点での考慮事項も関係してくると思います。

それから、第三者からの寄附を受けない条件なのですけども、僕は丁寧に考えていいのではないかなと思っています。その表現によると、第三者の寄附を受けない場合は、委託者の財産の活用思案としての性格、信託の私的正確が強まり、委託者及び受託者の合意をより重視すべき理由となり得るが、公益信託は公益的性格が強いものとして制度設計されており、私的性格を強調して委託者、受託者の利便性を高めるのは制度の趣旨に沿わな

いということが書いてあります。第三者からの寄附を受けないという、最初にありました軽量3要件、規模、事務内容の明確・具体性、それから事業単一性の3つ以外に、第三者からの寄附を受けないということが入ってくるのでは、実質的に考えてやめたほうがいいかなと思います。

寄附の問題は、先ほど御言及もありましたPST要件に関係していて、多くの人から寄附を受けるようなところは公益性があるのではないかというアメリカ的な考え方とも関係しているのかなという気がするのですけれども、公益法人も公益信託もイギリスのCharity Commission型判断なので、それに加えて寄附を受けているかいらないかというので、逆に厳しくするためためにPST要件的内容を入れるのはやめたほうがいい。どちらかというとPST要件というのはそういう規制ではないオルタナティブとしてあるものであって、逆に規制を外す方向で、こういう寄附を集めているところであれば、この規制を外すという方向に使うのはいいのだけれども、それにかぶせる形は望ましくないという意見です。

それと、委託者の信託財産のみに依存して、第三者からの寄附になじまない公益信託もあり得るということです。下に事例が書いてありますが、時間がないので飛ばします。次のページですが、委託者の善意を損ねるおそれもあります。第三者から寄附を受けると、管理費や事務の増加につながって、軽量の公益信託の負担増を招く可能性もあります。また、単に寄附を受け付けているというだけでは足りなくて、もし本当にちゃんと考えるのであれば、PSTのように何割以上とか何%以上というような話も出てくる可能性があります。

それから、私的性格を強調して委託者や受託者の利便性を高めるのは制度の趣旨に沿わないという点については、前から溜箭先生も言及されていたのではないかと思います。けれども、公益へのインセンティブとして私的利便性があるということは排除されないと。藤谷先生の意見書でもそういうことは書いてあって、税制上の問題ではなくて、この制度自身の核心から考えていくべきなのだという御意見があったと思うので、その点をあえて強調しておきたいと思います。

また、私的性格の中身というのは、委託者の人生経験に由来する固有の強い思いである場合もありますので、そういうことは公益事務の多様性を生んでいきます。こういう委員会が審査型の場合には、行政的公共性とは異なるような多様な公益性解釈を可能にするということが期待されているということであると思うのですけれども、私的性格の中身が私的利益の追求になる場合、そしてそれがインセンティブに出る場合は排除されるべきだけれども、私的性格が一概に公益性と反するものと概念化してはいけないと。非常に多様な私的な意図があって、それが全体として公益性をつくっていくのだということを考える必要があるので、寄附を受け付けないというものの要件とするのが妥当かどうかについてはきちんと検討していただきたいということです。

事業の体制については、僕はよく分かっていないのかもしれませんが、事業の体制というのは何かで別表23事業のどれか一つに当たるという意味での事業の単一性なのか、ある

いは法人の定款の中に書かれている、多様な事業が書かれますよね。大体幾つか書きますが、その中のどれか一つというのを考えて事業の単一性と言っているのかが僕はよく理解できなかったのも、事業の単一性要件をするということであれば、そこを明確化する必要があつて、もし法人の定款に書かれているような事業の多様性であるならば、実際には現場のNPOもいろいろな事業をやっておられるのです。それは有機的に結合しているような事業は結構たくさんあるので、単に付随的とは言えないようないろいろな事業があるので、その辺りについて丁寧に考えていっていただきたいということです。

あと今後、事後規制化をできるだけ頑張ってもらって、会計処理が出されないとか分別管理で事業がされていないとき、そういう状態が続いたときには対応するというような事後規制的な内容もガイドラインの中には原則として公益法人でも事後規制化ということが改正の趣旨として挙げられていたこともありますので、その点についても公益信託でも御検討していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 いろいろと御意見ありがとうございます。

第三者から寄附を受けるということについては、別にそのことをもって軽量あるいは規律を弱める理由としないというだけの話であつて、委託者が第三者からの受け付けないことにするのは別に構わない。そのことによって公益性がないとするという話では全くないと思います。そもそも委託者の意思をどのように実現するかというのが公益信託ですので、個人的性格は本質的にあるものですから、それを否定するつもりは一切ありません。

それから、事業の単一要件の詳細は公益法人でも難しいわけです。これに書いてありますとおり、同一の目的の下、相互密接な関係性を持って一体的に実施される固まりの事業ということを書いております。これは単純に信託行為上、複数に分かれていたら一つではないとかそういった話でもないですし、目的が一つでなければいけないというものでもない。そもそもNPO法人の場合は目的というのが極めて重要なのですけれども、公益法人の場合は、目的だけではなくて目的を実施するための事業、事業というもので公益性を判断するという立てつけになっています。その際には、複数の目的に資する事業も当然に認められるものでございます。そういった機械的な運用をするものではないということは申し上げていきたいと思います。

また、事業の実施に当たって工夫する、あるいは付随的事业として行う、そういったことは委託者が禁じる場合は別として、普通にできるようにする。機動的な運用ができるようにするという点については配慮しなければいけないと考えておりまして、そこはガイドラインでも明らかにしていきたいと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

藤谷参与、お待たせしました。お願いできますでしょうか。

○藤谷参与 ありがとうございます。

もうほとんど今の太田次長のお答えに尽きていると思うのですが、第三者からの寄附を受けないという話は、ガイドライン検討の方向性、この研究会の中でこういう方向でやるよということを確認いただいたということで、実際ガイドラインの最終的なプロダクトにはもう出てこないぐらいのつもりでいてよろしいでしょうか。結局岡本先生の御意見も別に今の太田次長のお答えと矛盾していないわけです。ただ、この書きぶりだと私的人格と公益性がぶつかり合うように確かに読めてしまう部分があるので、ここで示されているポリシーにはどなたも賛成しておられると思うので、結局3要件だけで軽量性を判断するよと。寄附の話は触れないというのも一つの考え方なのかなと思いました。

コメントでございます。ありがとうございました。

○湯浅座長 藤谷参与、ありがとうございます。

御理解のとおりだと私も思っております。

溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 いつも時間切れのときにすみません。

軽量のところですね。私、ここは完全にあれなのですが、軽量軽装備でできるようにしようといったことについて、基本的に賛成ではあるのですが、3要件で絞っていくというアプローチがいいのかどうかというのは、私は懐疑的なところがあります。3要件で一定の規模を下回る、公益事務の内容が明確かつ具体的である、事業が単一である、ということになると、こうしようという動きにどうしてもなりがち。要するにここに規模の線があるのであったらこの下にしてしまおうとか、あるいは明確かつ具体的である、抽象的でいいかもしれないのですけれども、しかし、例えば災害があったときにいろいろなことが問題になります。それに柔軟に対応しようみたいなことはしにくいような形になってしまう。事業が単一ということも難しいようなところがあるので、こういう形で軽量というのを定義するのが本当にいいのかどうかというのは、私は悩んでいるところではあります。

それと関係するような関係しないようなことかもしれないですけども、工夫のしどころは、確かに規模が大きいとか、事務の内容が非常に広範である、事業が複数あるといったときに問題があり得るというのは私も分かっているつもりなので、むしろそういった事業についてはガイドラインできちんとかうしようということを示していくほうが私はよくて、そういったものに対して具体的に関わってくるガイドライン上の制約というのは、そういった必要性があるものに充てていくということはいいいことなのではないかなと思います。

その上で、ガイドライン、基本的には公益法人と並べていくということになるので、それはそれでいいのではないかなと思うのですが、工夫のしどころは具体的な事業区分ごとの当てはめで、公益法人だと19の事業区分ごとにチェックポイントがあります。そこをどう工夫するかが結構大事なポイントになってくるのかなと思っています。今のところ19と

というのは、イメージとしては検査、検定、資格付与、講座、セミナー、体験活動等々みたいな感じにやっていく。これを全部公益信託について入れていく必要があるのかどうかということを考えるのと、そのときに公益信託、軽量軽装備にとって難しい問題が生じてき得るような、ものをきちんと区分として出していった、そこに具体的な規律を置いていくということができたらいいいのかなという気がしているので、そこら辺は工夫することを考えていく、あるいは公益目的事業というものをこのガイドラインできちぎちとやっていくのか、例えば検査、検定とかはもう公益法人のほうを見てくださいでもいいかもしれないです。そこら辺をどう参照するかは工夫していいのかなという気がします。

特にチェックポイントのところを工夫できて、ここは相互参照というのですか、そういったことを比較的広くやっていく。ほかのところは公益信託特有の問題も多分出てくるので、このガイドラインを基本的には見てください、公益法人法のガイドラインと照らし合わせないと分かりませんということではなくてということもあり得るかなと。そういった工夫が今後できていけばいいのかなと思いました。まだ具体的にどういった形になるかというのは分からない段階なので、私も完全にこれでいきましょうということが言えるわけではないので抽象的に申し上げていますが、そんなことを感じました。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ガイドラインの素案がないので、どこがどれだけ入ってくるか、どれだけリファードしているか分からないところもありますので、今後いろいろ御検討いただいて、御意見いただければと思います。

○大野次長 いろいろありがとうございました。

溜箭先生、非常に鋭い視点というか重要な御指摘であると思って、御指摘の重要性というのは重々意識しつつも、柔軟に対応するというのは非常に美しい言葉で、それはそうすべきである。かつ、数値を出すとそれに誘導される。それはまさにおっしゃるとおりなのですけれども、何も出さなかったら柔軟な解釈がなされるかということ、現にそうはならなかったというのが私は公益法人制度における教訓だったと思っています。

それよりもむしろこの範囲なら大丈夫ですよということを積極的に打ち出していくことが望ましいのではないかと。それは、それだけでは足りなくて、現場との対話というのが重要で、こういった分野について足りないところがあれば、そこはよく対話をしていって、回しながら動かしていくということとセットで進めさせていただければありがたいと考えている次第でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○溜箭参与 私も、今の太田さんがおっしゃっていることは分かっているつもりではあるのですが、そのバランスはちょっと考えさせていただきたいので、太田さんのおっしゃっていることは本当に分かっているつもりでもあるし、ふだんなさっている方に私も敬意は払っているつもりではありますけれども、そこで柔軟にといったところ、チェックポイントでと言ったのは、具体的などころに具体的に当てていくということをやっていく。公

益信託全体にでかいのはまずい、曖昧だとまずい、単一でないといけないみたいなところにかかっていくというよりは、むしろ具体的なところでそういうふうに刻んでいけたほうがいいのかというのが私の意見です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

大分時間も超過してしまったところでございますので、本日、皆様に御意見いただきありがとうございます。もし言い足りない、言い忘れたことがございましたら、事務局宛てにメール等々でお知らせいただければ幸いです。

それから、本日いただきました御意見などは事務局で整理をさせていただきます。

以上、議事関係は全て終了いたしました。

それでは、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○豊福企画官代理　3点ほど事務連絡を申し上げます。

1点目、本日配付した資料については、「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」の議事概要及び議事録を作成いたします。会議資料、議事概要及び議事録は、公益法人informationにて公表する予定でございます。

2点目でございます。次回の研究会は7月24日を予定しております。

3点目でございます。本日御発言し切れなかった御意見につきましては、メール等で随時お伺いできればと思っております。いただきました御意見につきましては、次回の研究会にまとめて御提示させていただきます。議事録等につきまして記録をすることを考えておりますので御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○湯浅座長　それでは、これにて第5回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を終了させていただきます。

皆様方には、積極的な御意見をいただきまして、ありがとうございました。